

第9回税制調査会議事録

日 時：平成26年6月11日（水）10時00分～

場 所：財務省第3特別会議室（本庁舎4階）

○中里会長

時間となりましたので、ただいまから第9回税制調査会を開催します。

まず、本日の流れについて簡単に説明いたします。

これまで、税制調査会では「働き方の選択に対して中立的な税制」について、有識者の方からヒアリングを行うとともに、議論を行ってきました。また、総会での議論を効率的に行うため、基礎問題小委員会（以下、「基礎小委」という。）で議論を行い、お手元にお配りしている論点整理（案）を取りまとめましたので、本日、御報告いたします。

次に、5月23日の基礎小委で土居委員から軽減税率の議論について紹介してほしいとの御要望があり、私からこの税制調査会でも取り上げたいと申し上げていましたが、6月5日の与党の税制協議会で「消費税の軽減税率に関する検討について」と題する文書が取りまとめられ、公表されたとのことですので、軽減税率に関する議論の状況について御報告をお願いしたいと思います。

それでは、申し訳ありませんが、カメラの皆様はここで御退室をお願いします。

（カメラ退出）

○中里会長

それでは、早速、議題の「女性の働き方の選択に対して中立的な税制の検討にあたっての論点整理」に入ります。

まず、この点に関する基礎小委の議論を基に取りまとめた「女性の働き方の選択に対して中立的な税制の検討にあたっての論点整理（案）」とこれに関する資料について財務省から説明していただきます。

財務省の鑑水税制第一課長、よろしく申し上げます。

○鑑水主税局税制第一課長

総9-1の資料に沿って御説明します。

基礎小委で、働き方の選択に対して中立的な税制について御審議を賜り、その開催状況と議事の内容をまとめたものが1枚目です。基礎小委の議論を整理したものが次の文章編です。会長の御指示の下で取りまとめたものですので、それを御紹介させていただきます。

読み上げさせていただきます。

女性の働き方の選択に対して中立的な税制の検討にあたっての論点整理（案）

I. これまでの議論の整理

- 安倍政権の成長戦略である日本再興戦略では、「女性の活躍推進」の項目に

において、「働き方の選択に対して中立的な税制・社会保障制度の検討を行う」とされている。政府税制調査会においては、本年3月の経済財政諮問会議・産業競争力会議合同会議における麻生財務大臣の「この問題については所得税の根幹に関わることであり、中長期的な視点から、幅広く政府税制調査会で議論していく」とのご発言、安倍総理大臣の「女性の就労拡大を抑制する効果をもたらしている現在の税・社会保障制度の見直し及び働き方に中立的な制度について検討を行ってほしい」とのご指示を受け、議論を開始した。

- 女性の働き方の選択に関しては、他の制度が大きな影響を与えており、税制のみで解決を図ることは困難であるが、税制の在り方としては、働き方の選択に対してより中立的な税制を構築していくべきとの議論が多くなされた。また、個人々人を納税者とする個人単位課税を基本とし、各種控除により個人々の事情に配慮する現行個人所得課税の基本的な仕組みは、将来の構造変化に対しても有効と考えられるとの意見が多かった。
 - その上で、税制における見直しの方向性として、以下の意見が示された。
 - ① 女性の様々なライフステージにおいて中立的かつ公平な税制を目指すべき、
 - ② 制度的な対応が行われたものの「心理的な壁」が残っており、結果として配偶者の就労を抑制する効果をもたらしている現行の配偶者控除の仕組みは見直すべき。
- 他方、
- ③ 家族の助け合いや家庭における子育てを積極的に評価すべきとの観点から一定の斟酌を残すことも必要、との意見もあった。
- 具体的な検討にあたっては、専業主婦世帯、共働き世帯といった世帯類型に関わらず、夫婦二人で受けられる控除の合計額が同額となるような控除の仕組みについて、その考え方を整理しながら検討していったらどうかといった意見があった。なお、見直しに当たっては、負担の変動や実施のタイミング、実務面の執行可能性等に留意すべきとの意見があった。

他方、各控除は密接に関係しており、個人所得課税の課税ベースや控除の在り方（注）等について、中長期的な観点から、幅広く議論を深める必要があるとの意見があった。また、検討に当たっては地域別や所得階層別の控除の適用実態を把握すべきとの意見があった。

（注）例えば、扶養控除をはじめとした人的控除、給与所得控除、公的年金等控除の在り方等についての指摘があった。

更に、就労をできる限り阻害しない、働き方の選択に対してより中立的な社会制度を構築するには、税制のみで問題解決を図ることは困難であり、社会保険制度や企業の賃金（手当）制度の問題への対応や保育所整備などの仕事と子育て等の両立支援、就労促進策、更には企業による多様かつ柔軟な働き方の提

供等を含めた総合的な政策パッケージによる取組が不可欠であるとの意見が多くあった。

II. 政府税制調査会における今後の議論の進め方

- 当税制調査会としては、女性の働き方の選択に対して中立的な社会制度を構築していくためには、税制にとどまらず社会保険制度や企業の賃金制度等における課題に対しても合わせて検討が進められることが必要と考える。その中で、税制としてどのような対応が考えられるか、これまでの議論を踏まえ、引き続き幅広く検討を進める。
- 更に、個人所得課税について、経済社会の構造変化や厳しい財政事情等も踏まえ、所得再分配機能や財源調達機能といった、基幹税としての役割を適切に発揮させるため、課税ベースや控除の在り方等についても、中長期的な観点から、幅広く議論を行っていく。

以上です。

○中里会長

ありがとうございました。

それでは、これから意見交換に移ります。御意見等がある方は挙手をお願いします。

古賀特別委員、お願いします。

○古賀特別委員

ありがとうございます。ただいま御報告のあった論点整理（案）は妥当なものとは判断をしたいと思います。今後、この案に沿って丁寧な議論を進めるべきであるということ的前提に、三点、少し論点整理（案）と重複する点があるかもしれませんが、意見提起をしたいと思います。

一点目は、女性の活躍促進の観点からは、この配偶者控除の問題は限定的であり、見直しの効果は測りかねるのが実態だと思います。その理由は、世帯単位での手取りの逆転現象は、既に制度の改定で解消されているからです。むしろ、女性の就業を抑制する理由は、本人の所得税の負担や社会保険料負担の発生の方が上位にあるという調査結果もあり、むしろ130万円の壁と言われる論点の方が重要ではないかと思います。加えて、育児、介護サービスの支援、あるいは均等待遇の実現、男性の働き方の見直しなど、総合的な施策の推進こそが本質的な課題解決につながると考えます。

二つ目は、論点整理（案）に言及されている、夫婦二人で受けられる控除の合計額が同額となるような移転的な控除の仕組みについてです。確かに二重控除の解消にはつながりますが、見直し先の対象者にとっては単なる負担増になります。仮にこの仕組みを導入するのであれば、就業調整に関する効果がいかにどうか、あるいは負担増の対象者や、そこから生まれる財源の使途など、国民の納得が得られるよう明確にする必要があると思います。

三点目は、この議論は、所得再配分機能の強化や人的控除の税額控除化、手当など

への振替の観点から、配偶者控除のみならず、控除全体のあり方も幅広く視野に入れる必要があると思います。さらには、この議論が国民生活の安定・安心と財政の持続可能性の観点から、所得税、消費税、そして法人税という税制全体の改革の中で、どのような位置付けなのかも明確にすべきだと思います。

以上、意見として申し上げます。

○中里会長

ありがとうございました。御専門の立場から、社会保険料等に深刻な問題があることを御指摘いただき、負担水準のあり方、それから、所得控除等の税制全体での役割について詳しく御説明いただきました。

林特別委員、お願いします。

○林特別委員

古賀特別委員が言われたことと同じような意見を申し上げます。

まず、配偶者控除の問題が限定的だということですが、これには実証分析が幾つかあります。まず、2004年の配偶者特別控除の上乗せ廃止についての実証分析が三つほどありますが、どれを見ても労働を促進するような有意な効果は得られていません。

もう一つ、シミュレーション分析として、配偶者控除を全廃したときに女性の労働供給がどうなるかを見た研究があります。そこでは何らかの効果は示されるのですが、労働促進効果は数パーセントに収まっています。特に、一番新しい研究では1パーセントも増加しないという結果になっています。つまり、経済学的なシミュレーションや実証分析から見ても、古賀特別委員が言われたように、配偶者控除は女性の労働供給促進に関してはほとんど効果が無いことが示されています。したがって、女性の労働供給を促進するというお題目で配偶者控除の縮小・廃止を議論するのは、余り筋の良い話ではないと思います。

2番目ですが、政府税調ではなかなか難しい議論かと思いますが、古賀特別委員が言われたように、女性の労働供給を考えるのであれば、社会保険料も議論しなければいけません。主婦が自ら保険料を支払い始める年収は現在だと130万円ですが、間違っていたら御指摘いただきたいのですが、数年経つと106万円でしたか、現在の130万円から下がると理解しています。ということは、現行の制度を前提とする限り、手取り収入が下がり年収が減少することになりますから、これは当然、女性の労働供給を抑える方向に動くことになります。社会保険料だから別だという意見があるかもしれませんが、全体的に考えて、税と社会保険料は互いに矛盾しない政策を採るべきです。

3番目ですが、配偶者控除では、皆さんが議論されているように、女性の就労促進という議論がありますが、女性の就労というのは実は正確ではなく、世帯で他に所得源泉を持つ低賃金者の労働供給の問題と考えるべきです。ここにいらっしゃる女性の方のような生産性の高い方の労働供給の話ではなく、時給800円、1,000円程度の方の労働供給の問題なので、これをどう考えるかです。もちろん世帯内で家内労働を行っ

た方が高い生産性をもたらすかもしれません。市場に出ても、対価として800円、1,000円しか得られない世界です。したがって、この問題は、そのような方々の労働供給の問題として慎重に議論する必要があると思います。

最後は、文言上、分からないところが一つありまして、1枚目の三つ目の丸の②で、「制度的な対応が行われたものの『心理的な壁』が残っており」とあって、かつ「配偶者控除の仕組みは見直すべき」とあります。配偶者控除は制度的な対応だと思えますが、心理的な壁を取り除くにはどうしたらよいかは2番目の要点だと思います。これは、配偶者控除が心理的な影響を与えるということを書かれているのでしょうか。最後は質問です。

○中里会長

ありがとうございます。佐々木特別委員、どうぞ。

○佐々木特別委員

論点整理については、大枠はこれで良いと思いますが、税制調査会というと中立・公平という字が必ず出てきます。今回、女性の活躍促進というか、支援というか、もとの考え方に、単純に少子高齢化で労働力が無いのでMカーブを直しましょうといった話や、正規・非正規の問題をどのように改善するかという話はもちろんあるにしても、本来は女性がきちんと活躍するモチベーションを上げないといけません。そのときに単純に公平や中立と言ったときには、不利だったものが中立になりますが、インセンティブは働きません。これなら私もきちんと働きたいと思わせるようなインセンティブを与える仕組みなど、本来は政策をベースにした税制があってもしかるべきだと思います。

女性の働き方の選択に対する税制の目的は、労働参加率だけを上げるのか、非正規の方を、よりきちんと働く気持ちにして正規側に行きたいと思わせるのか、それから、Mカーブについても、本当は労働時間等の問題も様々で、保育などその他の問題もあるので、この二つ目の丸に書いてあるような、「他の制度が大きな影響を与えており、税制のみで解決を図ることは困難」というのは全くそのとおりですが、103万円、130万円といった壁を作ってきて、逆に103万円は壁が無くなっても心理的な壁が残っていて、やはり余り意味をなしていないという状況では、本来は促進的なインセンティブを与えるような税制にしないと、中立・公平ではあくまでもモチベーションが普通に戻るだけで、本当のインセンティブにはならない気がします。そのような税制の制度設計は難しいとは思いますが、短期的なMカーブ、正規・非正規の話から、中長期的な少子高齢化の話まで含めた形で、本来はインセンティブになる形で議論すべきだと思います。

それからもう一つは、税制で終わるのではなく、心理的な壁、103万円や130万円があっても、民間側の手当などで、公的なものを流用している基準もあるので、そのようなところを含めて、税制で直すのだから、そちらも直しましょうといった発信をト

一タムでしていかないと、根本的な仕組みは直らないと思います。この二点、女性の働き方の選択に対してという意味での税制の改正については御留意いただけるとありがたいと思います。

○中里会長

ありがとうございます。古賀特別委員の御発言とかなり重なるところのある重要な御指摘でした。

先ほど林特別委員が言われた心理的な壁の点の質問について、鑓水課長、いかがでしょうか。

○鑓水主税局税制第一課長

制度的な対応が行われたというのは、配偶者特別控除の創設によって手取りの逆転現象は無くなったという意味で、「制度的な対応」という言葉を使わせていただいています。ただ、手取りの逆転は無くなったが壁がやはり残っているという指摘があります。なぜかという、例えば、夫婦の一方が配偶者控除を受けているとすると、配偶者控除が無くなる、あるいは小さくなることを意識して就労を調整しているという声もあることから、そもそもの配偶者控除の仕組みは見直すべきという意見があったという形で記述しています。

○中里会長

よろしいでしょうか。

○林特別委員

日本語としては理解しました。

○中里会長

分かりました。それでは、高田委員、お願いします。

○高田委員

論点整理全体については、私も随分議論させていただいたので、大体このような感じで良いと思います。

ここに述べられている女性の活躍推進、それから就業促進は非常に大きな命題だと思えますが、それに対して、例えばその大目標があるとして、そのための政策割り当てとして、配偶者控除を見直すことが本当に適切なかどうか。先ほど林特別委員も言われたように、やはり議論は他にもいろいろあると思います。必ずしも結び付いているわけではないという感じもあるので、この議論を考える上では、論点整理にもあるように、幅広い対策というのでしょうか。今回、配偶者控除についていろいろ議論するにしても、もし無くすのであれば、それに応じた、より積極的な、先ほど佐々木特別委員も言われましたが、プラスの方でのインセンティブ付けのようなものがないと、政策割り当てとして本当に適切なかどうかは問われてしまうと思います。

それから、もう一つ、これも以前申し上げましたが、タイミングとして、今がこの議論をするのに本当に適切なのか。特に今年の場合は消費税率の引上げ、また来年度

も引上げ、という状況もあるわけで、特に個人の生活に関しては様々な意味で負担が増している状況です。しかも、今回の配偶者控除については、先ほど林特別委員も言われたように、必ずしも高所得者ではなく、全体の中では比較的low所得者に属する個人の議論でもあることを考えると、そのような人たちに対する負担の度合いを今の局面で高めることに関しては、やはり慎重な議論が必要だと考えますので、幅広い観点と、タイミング、政策を行う局面も含めた上で、この議論はしていく必要があると思います。

○中里会長

佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員

手短に三点ほど申し上げます。

まず、実態把握というか、これが心理的な壁か、手当の問題かは分かりませんが、103万円や130万円のところで、会社の家族手当などが変わる、税制がある意味でベンチマークというか基準になっていて、103万円を超えてしまうと配偶者控除が減り、会社からもらう手当が減るといった問題がありますので、配偶者控除が、本当は130万円の方かもしれませんが、会社などの他の制度とどうリンクしているのかは実態把握した方が良いと思います。その辺りがまだこの提言の中では何となく弱いと思います。

それから、これも今後の議論の進め方だと思いますが、就労促進、特に低所得者に関する就労促進という観点から言えば、恐らく所得税の他にも、諸々の自治体関連の給付措置、それこそ保育料や公営住宅の家賃など、こういったものは所得にリンクするケースがあるので、他の制度との関連を見ないと、私たちは貧困の罠と呼んでいますが、要するに、所得が増えたが手取りが減る。他の給付措置が全て減ってしまうので、思ったほど可処分所得が増えない。そういった現象の全体像をつかむには、税制の枠を超えた、他の制度との関連を捉えていく必要があると思います。

最後ですが、個人所得課税について議論するときには、もちろん所得税だけではなく、住民税も含めてだと思えますし、本来は社会保険料も実質的には所得課税なので、一応、国税・地方税合わせた個人所得課税の改革という理解でよいのか。確認です。

○中里会長

ありがとうございます。大竹特別委員、お願いします。

○大竹特別委員

私も、この論点整理の方向には賛同します。今の佐藤委員と林特別委員の議論について補足したいと思います。

林特別委員が言われたとおり、経済学的な実証分析では、配偶者特別控除の上乗せ廃止の影響はほとんど無いと出ています。ただ、実態としては、パート労働者の多くは103万円のところで働いています。ですから、そこの乖離がどこで生じているのが問題です。

一つは、心理的な壁と言われるものかもしれません。103万円以上になると、とにかく手取りが減るのではないかという大きな誤解があるのが一つだと思います。

もう一つは、今まで他の委員から出ていますが、会社の配偶者手当の支給基準が、多くの場合、103万円に連動しているところが多いのは事実で、103万円と130万円、二つのタイプがありますが、そういった他の制度への波及の話と、本当の心理的な部分の両方があると思います。ここを変えたら本当に動くかどうかは分かりませんが、制度が完全に103万円に配偶者手当が連動しているとしたら、そこは解消するでしょう。それから、もう一つの本当の心理的な部分は、広報活動が重要だと思います。

○中里会長

ありがとうございます。心理的な壁については、税制の話だけをしているので、このようになっているのですが、少し考えてみます。

それでは、土居委員、お願いします。

○土居委員

今回の論点整理については、私も基本的にこの方向性で良いと思います。私も基礎小委でお話しましたし、第7回総会での有識者ヒアリングでも意見を述べさせていただきましたが、総会でのヒアリングの名目には、「働き方の選択に対して中立的な税制等」と、「等」が付いていましたが、今回のこの論点整理は「中立的な税制の検討」と、「等」が付いていないところは、注意深くこの文章を読むと、そのようなトーンで書かれており、私は非常によくできていると思います。

林特別委員が言われたような実証分析がありますが、ここではあくまでも中立的な税制であって、女性の就労促進までは、この論点整理には書かれていません。それで私は良いと思っていますが、あくまでも選択に対して中立的だということまでで、非常に抑制の効いた形で書かれています。「就労を阻害しない」といった表現で書かれていて、もちろん、そこで留まってよいのかという議論は、その先、次の高い次元の問題としてはありますが、今はまず一つ、配偶者控除のあり方をどう変えるかと連動したところで、少なくとも中立的な税制に方向性としては持っていこうという議論なのだと思います。

ですから、その次に就労を促進するにはどうすればよいかは、もう一つ高い次元の問題としてあるが、少なくとも就労を阻害していると言われていたものは、税制上、できるだけ無くしていく。つまり、働き方の選択に対して中立的であることをできるだけ税制でも整えていくということだと思います。その意味では、中立的という言葉と、この論点整理で書かれている文章の内容は極めて整合的に書かれていると思います。つまり、就労促進というところまで前のめりに書いてあるわけではないことは、非常に良い形で抑制が効いていると思います。

そこで、一つ思うのですが、配偶者控除の、私自身もここで意見を述べさせていただいたように、夫婦二人で受けられる控除の合計額が同額になるような形に改めた方

が良いと思いますが、特に影響を受けると思われるのは、65万円から141万円辺りの給与で就労している方が、二重の控除が無くなることによる影響を受けることです。もちろん、夫婦でどのような稼ぎ方をしているか次第ですが、もし限界税率の高い片方の配偶者に対して、65万円から141万円の稼ぎをもう片方が得ているとすると、当然その影響を受けますが、片方の限界税率が高い夫婦にとっては、むしろ控除の影響がより大きく出ていることには気を付けなければなりません。

つまり、年収65万円から141万円の配偶者を持つ方の働き方の話でもありますが、夫婦で見たときに、より高収入である世帯にとって、より大きく所得控除である配偶者控除が効くので、所得再分配上、できればこれは税額控除に直した方が良いと思いますが、少なくとも、二重の控除によって恩恵をより大きく受けるのは、より高収入を受けている夫婦、限界税率の高い夫婦であることは、ケアフルに考えるべきだと思います。つまり、その分だけ所得再分配効果が弱まっているということですから、それが無くなるという意味では、良い効果が働くと思います。

最後に一点だけ、社会保障における130万円の壁の方が私は要因として大きいと思いますので、そのような意味では、税制でできる範囲は限られていると思います。

○中里会長

小幡特別委員、お願いします。

○小幡特別委員

私も、この論点整理の議論の整理の枠組みには大体賛成です。今回、「女性の働き方の選択に対して中立的」ということですが、配偶者控除自体は男女中立で、例えば、私の大学院の院生にも、男性の方が配偶者控除の対象となっている者も結構いますので、それ自体は実は男女中立的な話だと思います。ただ、確かに全般的には女性の配偶者の働き方というような問題になっていると思います。

「制度的な対応が行われたものの」とは、恐らく配偶者特別控除の議論で、昔ながらの、女性は家にいるべきといった観点の問題には、一応、対応できていると思いますが、さらに今回、女性が働き方を調整しているのではないか、これは第7回総会のヒアリングで若干そのようなことが見えるという御認識が示されたと私は記憶していますが、必ずしも実証的なデータは明確ではないにしても、所得がぎりぎりのところにいる方が、このような税控除があるなら少し控えようという行動をとることは予想し得ることだと思います。

そのような意味で、働き方により中立的であるべきという議論は成り立ち得ると思いますが、先ほどから皆さまの御意見にあるように、社会保険の影響の方が大きいことは私も感じています。社会保険の場合は、直接に外れて支払う必要が生じるという変化になるので、恐らく効き方としてはかなり大きいと思います。

全体として、税だけでできることには本当に限界があるので、合わせた総合的な施策が必要だと思います。ただ、だからといって税制には、今、何も手を付けないのか、

あるいは、できるところから少しずつ考えていって、徐々に全体を変えていくという方向もあると考えます。

○中里会長

吉川（萬）特別委員、お願いします。

○吉川（萬）特別委員

私も全体的にはこの論点整理に賛成しますが、私は恐らく、ここに御出席の女性の方たちとは違い、パートのような仕事をずっとしてきたという意味で、そのような人たちの立場から申し上げます。103万円や130万円の壁がある人たちの間では、実際には180万円以上の収入がないと収入面では個人として働く意味がないと言われていて、皆さん、103万円の辺りで調整されます。ですから、年末になると、皆さんが働き方の調整をされるので、そのやりくりがとても大変だというのが現実の働き方だと思います。

ただ私は、基本的には、女性の活躍促進、推進ということからだけではなく、女性も一人の人間として働いて収入を得、税金も払うべきだという考えを昔から持っており、配偶者控除はいかかなものかと、ずっと思っていました。今回、その辺りをきちんと議論して、一人の人間として、例えば、男女雇用機会均等法あるいは男女共同参画など、女性が働いて活躍できるための制度は作られてきましたし、それなりに実りは得てきたと思いますが、そのような働き方に入らない、もっと多くの、103万円の壁の辺りにいる人たちの意見を、本当はもっと吸い上げていただいて、より良い税制にしてほしい。社会保障制度なども一緒に女性の働き方、あるいは人として、家庭の中で家を守るのが女性という古い考え方ではない制度を、ぜひ今後しっかり議論して行ってほしいと思います。今回、結論が出るのかと思ったら出ていなかったの、少しがっかりしたと同時に、これからまだまだ様々なことを検討していただけるという、半分期待のようなものもあるのが今の気持ちです。

○中里会長

より本質的な議論をじっくりとやっていきましょう。

林特別委員、お願いします。

○林特別委員

これは小幡特別委員が言われたことですが、配偶者控除を女性の就労問題として捉えたい方々におきましては、同制度はジェンダー中立的であることを認識していただきたいと思います。これは余計な点ですが、一つ。

それと、先ほど私が申し上げたことの追加的な議論を御紹介したいのですが、先ほどシミュレーションの結果を申し上げました。そのとき、一番新しい研究では、女性の労働参加に固定費用を想定してシミュレーションをしております。要するに、女性が参画すると、家庭でのアレンジメント、子供の件なり何なり、様々な新しいアレンジメントが必要になるので、固定費用がかかります。そのような側面を考慮したモデ

ルを前提とすると、固定費用の存在によって配偶者控除を無くすと、そもそも働いていた人が働かなくなるという結果も出てきます。すなわち、以前よりも働く人と働かない人に二極化する結果になります。ですから、配偶者控除の縮小・撤廃は、世帯によっては労働を阻害しないのではなく、反対に労働参加を阻害する結果になります。労働参加の固定費用を考えると、通常の限界的な労働供給変化とはまた違う結果になる場合があるという点を気を付けていただきたいと思います。

それともう一つ、配偶者控除の改革は、既に働いている主婦には影響を与えるかもしれませんが、働いていない専業主婦にはほとんど効果がないと考えられます。本来であれば、その方々に何らかの影響をもたらす制度が必要だと思います。例えば、大竹特別委員が言われたように、100万円辺りのところでこぶはできていますが、それを無くしたところで、こぶが右側のテールにスムーズに移動するだけです。もちろん個人への効果は別ですが、そのような労働供給量の変化が経済全体として考えて、どれほどの生産性の向上につながるのでしょうか。この裏側で配偶者控除制度の社会的便益というのは当然あるはずですから、配偶者控除の縮小・廃止によって得られるかも知れない生産性の向上と、それによって無くなる社会的便益をはかりにかけて考えるべきでしょう。先ほど言われたように、高所得者ほど配偶者控除が大きくなるのは公平性の観点から問題だと思いますが、それは税額控除で対応すればよいただけの話で、女性の労働供給という観点からは、それほど大騒ぎするような問題ではないというのが私の感想です。

○中里会長

中静委員、お願いします。

○中静委員

これまでも何人かの方から指摘されていますが、論点整理（案）についてはおおむね妥当だと思います。

ただ、一点、これは古賀特別委員からも御指摘がありましたが、2枚目の「夫婦二人で受けられる控除の合計額が同額となる控除」という部分が恐らくこれから大きなポイントになると思います。もう少しここを詳しく、分かりやすく説明できたらよいと思います。専業主婦世帯や共働き世帯の夫婦の基礎控除を合わせるという考え方だと思いますが、65万円から141万円までの間のパートの方に、ある意味で大きな負担がかかり、割を食うことになりかねません。その理解、それから、本当にこの方法が女性の就労を手助けするインセンティブになるのか、その辺りは少しきちんと説明していただきたいと思います。

また、佐々木特別委員からも指摘がありましたが、インセンティブをどう与えるか、共働き世帯や子育て世帯に対して、どのような税制上のサポートができるのか。これは今までも様々な論議が出ていますが、そこはぜひ前向きに、良い案を出せばよいと思います。

○中里会長

土居委員、お願いします。

○土居委員

林特別委員の先ほどの御発言は私の発言を意識されたと思いますが、私は配偶者控除を無くせと言ったわけではありません。配偶者控除をゼロにしてしまうと、当然、就労に悪影響を及ぼす可能性はありますから、そこは私も気を付けるべきだと思います。中静委員が言われた、意図するところをどのように平易に伝えるかはなかなか悩ましいところがありますが、こぶがあるという言い方もあれば、二人分以上の控除が65万円から141万円の範囲で生じているところをできるだけ滑らかにするという言い方もあるかもしれませんが、少なくとも完全な専業主婦世帯でも、ほぼ同じように夫婦で稼いでいる共稼ぎ世帯でも、二人分の控除を受けるということで、どちらも同じ控除額にするという意味で、私もこれを基礎小委でも総会でも申し上げました。

さらに、2ページの2行目のところで、前回の基礎小委で私が申し上げたことを反映していただいていると思いますが、移転的という話を入れるか入れないかは結構大きなポイントだと思います。移転的という言葉が今回は外れているのは、私が前回、そこはケアフルにと申し上げたからです。移転的というのは、本来、二人とも基礎控除を持っているものの、専業主婦の方はそもそも所得を稼いでおらず、自分が持っているはずの基礎控除を税制上、行使できないので、それを夫ないしは働いている妻に移転する可能性が意図されていたと思いますが、そうすると、配偶者控除を一度全て無くした後で、それぞれに基礎控除を与えるという話になり、少し複雑ですし、専業主婦の方からすると、一見すると何か不利益のように誤って受け止められる可能性があるのです。私は、配偶者控除は残しながらも、控除額が同額になるような形で、控除額の適用範囲を調整すればよいと思います。

○中里会長

田中特別委員、お願いします。

○田中特別委員

今日の論点整理の段階では、おおむね皆さんの意見に賛成します。

最後に、議論の進め方に出ている話の中で、税制に留まらずに検討すべきということ、それから、目的に合わせて、どのような効果があるのかももう少し整理をする必要があると思います。佐々木特別委員から出ている意見もそうですし、実際の現場から出ている意見もそうだと思うので、中立性についてはどのような考え方があり、それに対して、控除など、その目的に合わせてどのような制度にしていこうかという考えをもう少ししっかりと進めていただきたいと思います。

○中里会長

武田委員、お願いします。

○武田委員

私も、皆さんがこれまで議論されてきたことと同じような意見を持っています。確かに税制でできることは非常に限られていて、しかし、リアルな現状として、103万円を超えて怒られたというような会話は年末に耳にしています。ですので、心理的な壁があるのは私も感じるころではあります、それを無くしてしまうと、働かない方が良いという選択をされる女性もいますし、私の同世代の女性の中でも、自ら進んで働かずに、専業主婦が良いという知り合いも実はいます。子供との時間をたくさんとりたいなど、あとは、女性がどんどん企業の中でも要職に就くような促進の手助けなどもいろいろと社会的になされていると思いますが、その役職にどうだろうと言われた女性が、子供がいるので時間的に負担がかかることや、「私、今日は出られません」と部下に任せて仕事に対して無責任になってしまうことなどを理由に、その役職を自分から放棄する選択をされる女性もいます。

ですので、103万円の部分を直すかどうかではなく、様々な意見が出ていたとおり、例えば、働いていない女性が働く方が得だという、お得感を何か得られるような方向性の議論を、税制の枠だけではできないと思いますので、今、議論していることを広めていって、どんどんムーブメントを起こしていくというか、本当に国民全体がこの働き方を考えていくような税制調査会の会議であってもらいたいと思います。

○中里会長

活発な御議論をいただき、ありがとうございました。この辺りで、この議論についてはよろしいでしょうか。

それでは、時間の関係もありますので、「女性の働き方の選択に対して中立的な税制の検討にあたっての論点整理」に関する議論はこれで終了したいと思います。

様々な意見がありましたが、何しろ、これは麻生大臣も言われたとおり、所得税の根幹に関わる問題です。かつ、税制に留まらない、賃金の支払い方とか、社会保険料のあり方とか、非常に幅広い広がりを持つ問題です。しかしながら、これについて一定の方向性を示さないと、女性の地位に関わる本当に基本的な話ですから、私たちもできる範囲ではあります、できるだけ詳しく理論的な議論を詰めて、他の組織体にも問題点を投げかけていく姿勢が重要ではないかと思います。

ここに示された論点整理は、今の時点での整理で、この税制調査会の任期はまだ二年ありますので、今後きっちりと丁寧に議論していきたいと思いますが、その上で、この論点整理（案）について、税制調査会として了承という形にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○中里会長

ありがとうございます。それでは、税制調査会としては、この論点整理に沿って、引き続きこの問題についてきっちりと議論を行っていききたいと思います。

引き続き、「軽減税率の議論について」に入ります。御案内のとおり、軽減税率については、与党の税制改正大綱に基づいて与党間で協議が進められていましたが、6月5日の与党税制協議会で「消費税の軽減税率に関する検討について」が取りまとめられ、今後、関係団体のヒアリング等を通じて幅広い国民各層の意見を聞いていくと伺っています。

まずは、財務省から、先日取りまとめられた資料等を御説明いただきます。

財務省の伊藤税制第二課長、よろしく申し上げます。

○伊藤主税局税制第二課長

それでは、総9-2の「消費税の軽減税率に関する検討について」という資料を御覧ください。

表紙の次に、右肩に「26年6月5日 自由民主党・公明党」というクレジットの付いたA4縦の文章編について、まず御説明します。

この文章編は、この下に続く資料について、どのような点を国民各層に御議論いただきたいかというポイントを示した資料となっています。御覧いただくと、先ほど会長が言われた点ですが、与党税制協議会では、「必要な財源を確保しつつ、関係事業者を含む国民の理解を得た上で、税率10%時に導入する」という昨年の大綱に基づいて、現在、検討が進められています。

次の大きなパラグラフですが、「この問題について、与党税制協議会としては、予め案を絞り込むのではなく、広く国民の意見を聞きながら、検討していくこととした」という整理がまず書いてあり、そのパラグラフの5行目ですが、「消費税の社会保障目的税化により、消費税率の引上げと社会保障の充実・安定は分ち難く結びついており、軽減税率の対象範囲と社会保障の充実・安定との関係については、広く国民的な議論をいただく必要がある」という、社会保障・税一体改革の観点からの論点があるという点。それから、その1行下ですが、「軽減税率は納税義務者に追加的な事務負担をもたらす」、そのさらに1行下には、「消費行動やモノの売れゆきに直結する」、と、国民に広く意見を聞きながら検討する必要があるという理由が述べられています。

その下の3行のパラグラフですが、「ここに示すそれぞれの案の性格は、どの案が有力ということではなく、国民の議論の材料とするため、考え得るパターンをいわば機械的に示す」ということで、資料の性格が述べられています。

それぞれの論点について、その下に書かれていますが、「線引き例と財源について」のパラグラフの3行目、「まずは飲食料品分野とすることを想定して検討してい」ますということ、8種類のパターンが提示されています。それから、下から2行目ですが、「軽減対象範囲が広ければ広いほど、軽減分を埋め合わせるための財源の規模は大きくなり、その分、社会保障財源に影響を与える」、社会保障財源を損なうこととなりますので、対象範囲と財源の両方を勘案した議論を期待したいと。次に、「実務上、線引きが明確であることは不可欠」であるので、この点についての意見も期待したいと

いうポイントが書かれています。

次の「区分経理について」ですが、ここはAからDまで4案が示されています。1行目、「課税事業者には新たに区分経理事務が発生する」ので、AからD、どの案をとっても、納税義務者の事務負担は増加することが指摘されています。

「いわゆる益税が増加する」という問題に対して、特にD案では、「消費者が負担した消費税が納税義務者たる事業者を通じて適正に納税される」という点が指摘されています。ただし、「免税事業者は、課税選択をしなければ、追加の事務負担は発生しないかわりに、取引を避けられる可能性がある」という、免税事業者の問題について、ポイントとして挙げられています。

逆に、その次のパラグラフでは、A案、B案、これは納税額の計算を帳簿に基づいて行うという案ですが、免税事業者に係る問題はないが、「益税が拡大する可能性は高く」というポイントが書かれています。

その次、簡易課税については複雑化すること、それから、中古品販売業者について、C案、D案のインボイス制度を採用した場合の特別な手当としてマージン課税というものの案を資料で示しています。

次の資料について、御紹介します。

まず、2ページが対象分野についての8案の目次で、全ての飲食料品が①、そこから酒、外食、菓子類、飲料と引いていき、⑥が生鮮食品にのみ軽減税率を適用する案、⑦が米、みそ、しょうゆ、⑧が精米と、この8案になっています。

それ以後のページは、この8案それぞれについて課題、論点を述べているという資料構成になっています。今の8案の①、飲食料品全てを対象にした場合、4ページの真ん中に点線で囲んだ部分がありますが、他の生活必需品等はどうなのかという議論があり得る点が記載されています。

①から⑧まで、似たような資料の仕立てになっていますが、6ページは、お酒と外食を除くという③の案です。諸外国の例を見ていただくと、各国とも、何をもって外食に相当すると定義するのか、さらにテイクアウトをどうするのかという点で苦労していることが書かれています。その外国の例も参考にして、「課題・論点」では、外食を除く場合の定義としてどのようなものが考えられるのか、定義試案として、次のページにわたって3案が示されています。どのようなところで線を引くと、どのようなものが外食と定義されて、どのようなものが外れるのかといった思考実験をしている、そのような仕立てで、他の案についても資料が構成されています。

次に、11ページを御覧ください。8案の⑥、加工食品全般を除く場合、すなわち生鮮食料品に限定する場合です。韓国では、生鮮食料品は非課税とされ、ある意味、線が引かれています。11ページの点線囲みには韓国の定義が書かれていて、これを我が国に当てはめた場合にどのような品目が生鮮食品という分類になるのか、または、ならないのかが示されています。

このように線引きについて①から⑧までの資料が掲げられた後、縦が横になって恐縮ですが、15ページを御覧ください。今の①から⑧までについて、家計調査を基に、消費税率1パーセント当たりの減収額が試算されています。上から2番目の箱ですが、全ての飲食料品の場合には、1パーセント当たり6,600億円、消費税込2兆6,000億円から7,000億円のうちの6,600億円の減収、一番右の精米では、これが200億円の減収になると整理、推計をされています。

標準税率と軽減税率の差が2パーセントの場合、全ての飲食料品を軽減税率の対象品目とすると、6,600億円を倍にした1.3兆円程度、差が5パーセントの場合には、5倍した3.3兆円程度となります。最初の文章編にも書かれていましたが、社会保障・税一体改革において、消費税を社会保障目的税化しているという観点から、社会保障の歳出への影響を、それから、その下の減収額の消費税率換算というところで、この1兆3,000億円、もしくは3兆3,000億円を消費税の標準税率換算した場合に、何パーセントになるのかという計算を、単純計算ですが、それぞれの案で行った資料になっています。

それから、次の16ページですが、ここからが区分経理についての資料です。先ほどの文章編で申し上げたAからD案まで、A案・B案が帳簿から計算する方式、C案・D案が請求書に税額を記載して、その税額を基に計算する方式です。

17ページを御覧ください。A案・B案共通ですが、左側の請求書の絵を御覧いただくと、食料品のところに米印がありますが、ここでは米印によって軽減品目を区別しています。税額は記載せずに、帳簿から税額を計算するのがA案・B案の特徴です。

これに対して、20ページはEU型インボイス方式です。請求書に相当する絵にINVOICEと書かれていますが、消費税額、それから税率の記載を求めることになり、ここに書き込まれた税額に、売り手、買い手双方の納税額、仕入控除税額が縛られます。これにより売り手と買い手の相互牽制が働くという特徴をインボイス方式は持っていますので、その特徴が留意点等に書かれています。先ほどの文章編にありましたが、免税事業者は税額が書けないという仕組みです。21ページ、22ページでこれらの案を比較しています。

23ページは、簡易課税についての資料です。例えば、ドイツでは40業種に区分した、日本で言うみなし仕入率が設定されているように、先ほど文章編にも書いてありましたが、簡易課税は複雑化します。事業者によっては、かなり複雑な計算を強いられるということが資料化されています。

○中里会長

それでは、これから、この点についての質疑応答及び意見交換に移ります。御質問・御意見がある方は挙手をお願いします。

加藤特別委員、お願いします。

○加藤特別委員

今、どのように軽減税率を導入するか議論が行われているというところで、話を元に戻すようですが、私は軽減税率に反対します。軽減税率の議論が日本でされる時には、ヨーロッパ諸国で軽減税率が使われているという話から必ず始まります。しかしながら、ヨーロッパ諸国は付加価値税以前から一般消費税を使っており、軽減税率はそこから引き継がれたもので、逆進性緩和のために導入されたものではありません。ヨーロッパ諸国は政治的な理由で止めたくても止められないので続けていますが、他の国が消費税を導入するときは、軽減税率は絶対使わないようにとアドバイスしており、国際的に確実に望ましくない政策として広く知られています。

この問題に関し国民の理解を得るのが難しいのはある意味で当然だと思います。軽減税率というと、税率の引下げにより税収が失われる点だけが強調されていて、徴税コストがかかることと、徴税コストによって税収が失われることはほとんど触れられていません。納税義務者の事務負担については検討されていますが、納税義務者が大変ならば、当たり前ですが、それを徴税する税務当局の負担も甚大になります。これは計算するのが難しい、税収減のように計算できないので問題にしにくいのです。ただ、実際に使っているヨーロッパ諸国は、徴税コストも含めて軽減税率は望ましくないと言っています。

徴税のコストは少ない方が良いでしょう。それでも徴税コストをかけるというのであれば、それ以上の効果がある場合、例えば、逆進性の緩和がこれで実現するのならば、その徴税のコストは払うべきだと思います。ところが、軽減税率は、高額所得者にも同じような低い税率が適用されるため、逆進性緩和の効果は非常に低いのです。弱者のための軽減税率ですが、きちんと考えれば、軽減税率は高額所得者に低い税率を適用するために、わざわざ税金を無駄遣いして、もしそれが失われなければ可能であった低所得者への給付すなわち再分配の機会を奪う制度ということになります。世論で考えられているのと全く逆の効果になります。本当に弱者のことや所得の再分配を考慮するのであれば、給付付き税額控除のような一人名は何でも良いですが一支出面からの対応を考えるべきです。そのような制度整備が10パーセント導入に間に合わないのであれば、一時的な、過渡期的な給付を続けて、制度整備ができたなら本格的に始めるという方が、後戻りのできない軽減税率を導入するよりはずっと良いと思います。

実は、こういった議論は初めてではなく、1989年に消費税を導入した際も、食品にゼロ税率を課すという案が出ました。これを何とか止めようとして、当時の与党税調は、当初5パーセントだった税率を3パーセントに圧縮し、当時の大蔵省もそれをのんだという経緯があります。言い換えると、ここまでして回避したことを25年後にもう一度やろうとしていることになります。

現在は、新興国でさえ、IMFなどの助言によって、当初はこうした例外を求めない形で付加価値税を導入することが標準化されているため、海外から見ると、日本が10パ

一セントへの引上げと同時に軽減税率を導入することは、かなり違和感をもって見られると思います。非常に不愉快な言い方をして恐縮ですが、私としては、日本が租税政策もきちんと行えないというシグナルを出しているようで、非常に恥ずかしく思います。

これは経済政策や財政運営をきちんと取り組むという日本の長期的な信用にも関わる問題ですから、現在、軽減税率を適用されるような業界にとっても、長期的には不利益になることだと思っています。ですので、私は反対いたします。

○中里会長

御覧になっていただくと分かりますが、発言なさりたい方がたくさんいらっしゃるので、順番にいきます。武田委員から順番に回っていきましょう。お願いします。

○武田委員

私は経済の専門家ではないという、本当に一般の感覚でお話をさせていただくと、消費税率は、現在は8パーセントですが、支払いをするときに、ああ、上がったのだなと毎回実感しています。消費税率は社会保障に充てられるとはいえ、実は10パーセントでは全然足りないということも、番組や新聞等で、無知な私でも知っているところですので、軽減税率を導入することですごく事務負担が増え、低所得者が得するという制度でもない上に、恐らく、業界間のあつれきも生じることは、私でも簡単に想像できてしまいます。しかも、5パーセントや2パーセント引き下げただけで何兆円も税収が減ってしまうので、これからの日本を考えたときに、日本は本当に立ち行くのかという、すごく根本的なことが不安です。軽減税率を知って、一般的な感覚として、私は全くメリットがないと感じています。

○中里会長

高田委員、お願いします。

○高田委員

先ほどの加藤特別委員の議論とも重なる部分がありますが、軽減税率については、我々もシンクタンクとして、これまで何年もいろいろシミュレーション等も重ねてきました。ただし、これが逆進性に対応する問題であるとする、実際には効果が少ないというか、高額者にも恩恵が及ぶために逆進性の緩和度は非常に限定的で、低所得者対策としては、むしろ給付付き税額控除が理論的には望ましいと思います。ただ、現段階でなかなかそれができないとする、この政府税調でも議論していたように、マイナンバー制度もできるので、あくまでもそれまでの間の暫定措置として対応するという議論はもちろんあるかもしれませんが、そのような中での激変緩和措置という形では、一つの議論としてあり得ることだとは思いますが、理想的に言えば、マイナンバー等を活用しながら、様々な把握をした上での給付付き税額控除という議論を同時に考えていくのが本来の筋道ではないでしょうか。その上で、軽減税率の議論も含めてどうするかを考えていくべきであって、最初からこの議論だけをするのは、そもそ

もの議論としてはどうなのかという感じがします。

○中里会長

佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員

高田委員が御指摘のとおりだと思いますが、問われているのは、逆進性対策というか、低所得者対策として軽減税率が良いのか、あるいは他の手段を講じるべきかであって、軽減税率の是非だけを議論すると、軽減税率を導入しないならどうするのかという議論が残ってしまうので、軽減税率か、または別の措置かという議論の進め方が妥当だと思います。では、別の措置はと言われると、今は簡素な給付ですが、より精緻な給付、本来であれば給付付き税額控除の議論があったと思います。もともとマイナンバー制度も、社会保障と税の一体改革と本来は一体的に議論されていたことです。したがって、もし給付付き税額控除と軽減税率とを比較しろと言われると、逆進性対策として見れば明らかに給付付き税額控除の方が望ましいでしょう。

私も自分で散々計算しましたが、やはり逆進性対策として軽減税率は全く役に立たないのは間違いありませんし、効率という観点から見ても、恐らく軽減税率は望ましくありません。何と言っても、生鮮商品を含めて付加価値の低い商品については軽減税率で、これを加工すれば高い税率ということになれば、世の中どう走るかということ、付加価値が低い商品をたくさん販売する方にビジネスのバイアスがかかかりますので、ビール対発泡酒のような話になると私は思っています。

したがって、長い目で見て、日本経済の高付加価値化にも反するでしょうし、もちろん政治的には毎年軽減税率を拡充してくれという陳情合戦が起きます。これは政治的なうまみにはなりますが、経済的には明らかなロスになりますので、良いところは何も無いと思います。もちろん、給付付き税額控除のような簡素なものも含めて、給付というとばらまきと言われるかもしれませんが、取らないこともやはりばらまきなので、租税特別措置もばらまきだと非難されるのと実は同じです。取らない税もやはりばらまきであると考えれば、どう考えても、軽減税率が他の代替手段、つまり、給付付き税額控除であれ、給付であれ、低所得者をターゲットにした給付手段に比べれば、明らかに劣るだろうと言わざるを得ないと思います。

○中里会長

佐々木特別委員、お願いします。

○佐々木特別委員

大体すでに出ているような話で、逆進性の話ですが、これは率で考えるからこのような話になるわけで、一人当たりの軽減税額でいうと圧倒的に低所得者以外にメリットがあります。魚沼産のコシヒカリを食べる人とそうでない人、松阪牛を食べる人とそうでない人、500円のワインを飲んでいる人と5万円のワインを飲んでいる人、額で言うとどちらにメリットがあるかということ、この軽減税率は圧倒的に低所得者にはデ

メリットになっていると私は思います。

ですから、今まで出ているように、基本的には継続的な簡易給付措置がきちんとあれば、例えば、消費税2パーセント分に対し1万円を給付した場合、50万円買い物したのと同じ効果です。そのようなことを考えたときに、低所得者をターゲットにするなら、本当にそこをターゲットにした形での仕組みにしないと、逆進性対策にならないのではないかと思いますので、ぜひ、そのこのところを御勘案願いたいと思います。

それから、やはり益税などが出てしまうような仕組みは逆ざやになります。益税狙いのようなことになったとき、この仕組みでやっていったときに幾ら逆ざやが発生するのかは、今、シミュレーションが無いので分かりませんが、軽減税率プラス益税による逆ざやも全て考えたときには、2パーセント以上のもっと大きな財源が必要になると思いますし、これから2パーセント上げるところを、3パーセント上げなければならぬとなると、消費税に対する理解が絶対に進まないと思います。軽減税率を導入したおかげで2パーセントを3パーセントにしますという話はだめなので、本当に低所得者への配慮という目的を持っているのであれば、その目的を達する手段に限定していただきたい。基本的に軽減税率には反対で、事業を行う側から見ても、産業競争力を強化しようとしている一方で、手間をかけることばかりにお金を使わせるような税制であってはならないと思います。

○中里会長

翁委員、お願いします。

○翁委員

既に様々な議論が出ていて、少し重なりますが、やはり軽減税率は逆進性等を解決する手段にはならず、むしろ高額所得者もメリットを受けてしまうという点がありますし、また税収減にもつながります。しかも、今、お示しいただいた、様々な案を見ても、線引きの理由付けはなかなか難しく、恣意的にもなりかねません。また、追加的な事務負担の問題などを考えると、非常にデメリットが大きいと思います。何人か御指摘されましたが、低所得者対策であれば、給付付き税額控除、これはマイナンバー制度を整備した上での話になりますが、これが本筋になります。ですから、当面は簡素な給付措置という形で低所得者対策は対応していきますが、実際には、このような低所得者向けの給付付き税額控除について真剣に議論していくことが必要だと思います。

○中里会長

大竹特別委員、お願いします。

○大竹特別委員

私も軽減税率は逆進性対策として有効ではないと思います。今までの方も言われたとおり、高額所得者の方がより多くの減税の恩恵を受けるということです。給付付き税額控除というところに行かなくても、一律の定額給付の方がまだ軽減税率よりは再

分配効果が高いと考えます。ですから、給付付き税額控除が事務的に様々な議論があるとするれば、まだ一律給付の方が良いでしょう。その次に給付付き税額控除に進めるという順番になると思います。どうしても逆進性対策をやるのであれば、代替的な手段として、私は一律の定額給付の方が良いと思います。その方が軽減税率による価格のゆがみ、あるいは事務負担の増加による経済生産性の低下というデメリットをはるかに上回ると思います。

○中里会長

大田委員、お願いします。

○大田委員

私も軽減税率の導入には反対です。理由は、メリットがなくてデメリットが大きいからで、メリットとデメリットは皆さん言われたとおりです。私も当座は一律の定額給付を行い、なるべく早く給付付き税額控除を導入すべきだと思います。

それから、今の消費税でも、インボイス方式を導入し、簡易課税制度は見直すべき、あるいは廃止すべきだと思いますが、少なくとも、仮に軽減税率を導入するという事態になれば、インボイス方式無しで軽減税率を導入することはあってはならないし、インボイス方式を入れれば、簡易課税制度を併存させることはあってはならないと思います。

○中里会長

山田特別委員、お願いします。

○山田特別委員

ほとんど皆さんに言い尽くされたと思います。徴税コストも大変ですが、納税コストは膨大になるわけで、軽減税率を適用する場合の軽減の差が、例えば、1パーセントとか2パーセントとか、低い状態でしたら、納税コストの方がはるかに上回ってしまうリスクが相当ありますから、安直な軽減税率はあり得ません。要約すると、納税コストも考えると、軽減税率には反対です。

○中里会長

宮崎委員、お願いします。

○宮崎委員

いつも様々な意見が対立するこの会議にしては、今まで発言した全ての方々が同じようなことを言われているのは、終息の方向性が見えているかと興味深く聞いていました。私も軽減税率は無い方が良いと思っていますし、低所得者対策については、給付の方で手当てをするべきだと思っています。

今、8種類の案が示されましたが、複雑になればなるほど、そこに不公平が生じ、場合によっては不正が生じる温床になり、政治問題化していきます。もっと大きな世界の中での我が国を考えていかなければいけないときに、政治にそのようなテーマを与える必要はないのではないかと思います。

先ほどもヨーロッパは止められなくて続けているという加藤特別委員の御発言もありましたが、社会全体が、例えば、北欧などに行くと、子供の教育から医療から全て無料です。そのような中での間接税のあり方と我が国とは違うし、あるいは社会契約論的に、ジャン・ジャック・ルソーと獲得してきた社会と、そうでない社会における税に対するスタンスも違うと思いますので、ここは我が国独自の方法で考えて、しかも簡素な、本当に分かりやすい、一律のものを導入すべきです。そこで出でこぼこについては給付の方で対応して、大きく言えば、最終目的は財政の健全化ですから、何回か前の政府税調で、歳出は税調のテリトリーではないというお話はありましたが、これ抜きには考えられないだろうと思います。特に目的税化した話であればなおさらだと思いますので、そこも含めて提言できるような体制にしていけばよいと思います。

○中里会長

増田委員、お願いします。

○増田委員

入口の議論がとても大事だと思っていたので、今、皆さん方が言われたことと同じ話になりますが、いわゆる逆進性の解消にはならない上に、社会保障財源に大変大きな穴を開けます。したがって、低所得世帯に対しては給付付き税額控除で対応すべきであると、この政府税調の立場をきちんと外に明確にしておく必要があると思います。

その一方で、これから区分経理方式、あるいはその前提として対象分野をどうするかということについても、検討は一応しておくべきだと思います。それ自体もやはり検討は必要だと思いますが、立場に誤解が生じないように、あくまでも導入を前提としたものではないときちんと明確にした上で検討することは必要だと思います。

繰り返しになりますが、入口の、この軽減税率についての政府税調の立場、私も否定的ですが、その立場をきちんと外に明確にしておく必要があると思います。

○中里会長

林特別委員、お願いします。

○林特別委員

軽減税率について、理論的には分配特性の議論というのがあって、正当化できないことはありません。ただし、理論上は実務上のコストや政治的なコストを考えていませんので、10パーセント程度なら軽減税率は入れない方がよいと私も思います。

そこで考え方ですが、第6回総会の財務省説明資料、「所得税の現状」の7ページに個人所得課税の実効税率というものがあります。ここで、「実効税率」と示されているのは、法人税の場合と違い平均税率だと解します。消費税の負担は太線で書いてある日本の平均税率と一緒に考えるべきだと思います。もちろん消費税は消費額に比例し、高所得者ほど一定期間の所得に対する貯蓄の比率が高くなるはずですから、所得に対する平均的な消費税の負担率は所得が小さくなるほど高くなります。

さて、このことを念頭にこの表における所得税率を見てみると、例えば、ドイツが

良いとは言いませんが、ドイツをリファレンスとして考えると、本来は中から1,000万円前後のところの人たちは、もっと所得税を負担してもよいように見えます。そういったことから、300万円から1,000万円、2,000万円辺りで、別に消費税の平均的な負担が下がっても、所得税と込みで考えれば、特に変な話ではないのが一つです。

ただ、これも皆さん言われていますが、問題は、300万円以下辺りをどうするかというところで、これはもう還付するしかありません。給付付き税額控除という言葉がこの場合、適切かどうかは分かりませんが、とりあえず何らかの方法で還付する必要があります。これはどういった制度があるかによりますが、児童手当も簡単な地方税のチェックだけで支払っていますから、あのような制度があることを考えれば、多少の誤りはあるにしても、それほど難しいことではないと思います。

ただ、消費税の比重を大きくすると、遺産を多く残す人は所得税の場合と比べて払わなくなりますから、伊藤委員などが言われたような、死亡消費税という形で、相続税に上乘せして何らかの形で財源を確保する必要があると思います。

○中里会長

野坂委員、お願いします。

○野坂委員

新聞各紙の世論調査によると、国民の7割から8割が軽減税率を求めています。それだけ国民の間で関心が高く、期待もあるのだと思います。そのようなことを踏まえて、与党で具体的な検討作業が始まったことは大変歓迎できていると思っています。ただ、様々な課題、ハードルがあることは承知しています。

一方で、今、法人税を大幅に引き下げようという議論が進み、また消費税は10パーセント、さらに将来的には上がっていく可能性が、かなり蓋然性があると思っていますが、個人の負担が増える中で、どのような形で低所得者の逆進性を解消していくのか、これは大変重要な課題だと思います。給付付き税額控除という案がありますが、一方で、この給付付き税額控除については、1度限り、あるいは単発のばらまきの要素もあるので、その辺りのデメリットも考えながら、どうしたらよいのか、しっかり考える必要があると思います。与党の協議は、まず飲食料品を対象に想定して検討するということでした。

また一方で、資料の中では、水道とか、ガスとか、電気とか、様々なものについても、将来、議論があり得るという整理をしています。欧州の事例をどう評価するかはまた議論があろうと思いますが、欧州の先例の課題、メリット、デメリット、様々ありますので、しっかり研究した上で、参考にすべきところは参考にするという形で議論を深掘りしていくことが大事だと思います。とにかく、この問題は非常に政治的な判断が求められることになると思います。我々としても、政治的な検討状況、さらに制度設計の加速に期待しているところです。

○中里会長

中静委員、お願いします。

○中静委員

今まで、野坂委員以外は反対でしたが、私はやはり軽減税率の導入は必要だと思います。ある種の重税感が国民の意識の中でかなり強くなっているのではないのでしょうか。消費税は来年、10パーセントになる予定ですが、家計の負担をどのような形で和らげていくか、ここは非常に大きなポイントだと思います。消費税のこれからさらに伸びる税率のことを考えると、軽減税率はやはり考えておかななくてはならないと思います。

それと、ヨーロッパの例もいろいろ出ましたが、ヨーロッパでは、劇場の入場料は非常に低く抑えています。その国ならではの様々な知恵が張りめぐらされて、様々な税率が出てきていると思います。様々な入り組んだ問題もありますが、日本でも独自の考え方ができないのか。それから、健全な民主主義の発展にとって一体何が必要なのかという問題もあると思います。ですから、そこをいろいろチェックしながら、乗り越えるべきものがあれば乗り越えていくというように論議を深めていきたいと考えています。

○中里会長

土居委員、どうぞ。

○土居委員

私は軽減税率の導入に反対です。既に各委員が言われたように、高所得者にも恩恵が及ぶこと、事務コストがかかること、不正の温床になる恐れがあること、不公平が逆に生じるのではないかなど、もちろんありますが、今回の与党税制協議会の資料を拝見して、良い点が二つあります。それは、これだけ詳細な検討資料が出てきたので、国民は、今までおぼろげながら、軽減税率で何かメリットがあるのではないかと考えている方も結構いらっしゃると思いますが、本当にそうなのかどうかを、この資料を御覧いただいて、じっくり国民の皆さんにも考えていただけることだと思います。素朴な感覚からしても、これは軽減税率だが似たようなもので、これは軽減税率ではないといった欧州の事例がふんだんにこの資料には盛り込まれていて、やはり何か変だということはお気付きいただけるのではないかと思います。おぼろげながら、軽減税率、是か非かと言われたら、悪くない、ないしは良いと答えてしまう方もいるので、そのような方にきちんとこれをお示しするという意味では、良い資料だと思います。

それから、もう一つ、これは注意深く書かれたのだと思いますが、与党税制協議会の資料の1ページのイメージ図で示されているところで、「いわゆる逆進性」や、鉤括弧付きで「逆進性」というように、きちんと逆進性という言葉がケアフルに使われています。つまり、私は、消費税は逆進的ではないとはっきり言うべきで、鉤括弧の無い、「いわゆる」と頭に付いていない形での逆進性という言葉が政府税調の資料として

外に出るのは非常に恥ずかしいことだと思います。

確かに単年度で見ると、一見すると、低所得の方が租税負担率が重いと見えるかもしれませんが、はっきり言えば、生涯所得に対して比例的であるのが消費税の性質です。もちろん、遺産を多く残す方がいるなど、微妙な調整は必要ですが、おおむね生涯所得に比例的な税であります。

ただ、いわゆる逆進的、つまり、低所得者に重い負担になっているという言葉で尊重するとすれば、消費税は累進的な課税ではないことを言うべきではないでしょうか。ですから、累進課税との対応で、税収に占める消費税のウェイトがこれから増えていく中でどう対応するかとなると、やはり低所得者対策の話になるのでしょうか。高所得者よりはもう少し負担率を下げる必要があるということです。そうすると、給付付き税額控除の話が各委員からも出てきていますが、私自身もそのとおりだと思います。

ただ、政府税調の議論では、別にどの党が言ったか言わないかで各委員が給付付き税額控除という言葉を用いているのではありません。つまり、党派性があるわけではないと私は理解していますが、政治の世界では、「給付付き税額控除」という言葉を出したのは民主党ではないかといった色が付いています。私は、ここから発信するならば、別に党派性によってこの言葉を使っているのではなく、税の制度ないしは理論に基づいて、この給付付き税額控除という言葉をあえて使っていて、そこには党派性が無いということをメッセージとしてきちんと発していくべきだと思います。

○中里会長

田中特別委員、お願いします。

○田中特別委員

商工会議所も大反対しています。まず、皆さんのお話のとおり、政策的に低所得者対策に効果が薄い上に、財源を失うことは最大の欠陥だと思います。そのようなことをきちんと公表して国民に問うべきだと思いますが、はっきりとそのような問い方をされていないように思います。

それからもう一つ、制度的に欠陥があります。線引きが難しい。また、一つのものに対して二つの解釈が成立するようなことになります。ましてや、政治の世界になって、本当に何が正しいのか、どうするべきかという議論の線引きが難しいと思います。

三つ目は、納税、徴税の事務負担が大きいことです。徴税もそうですし、納税側は、インボイスという話が出ていますが、実際に中小企業にとっては大変な負担になると言われています。先般、オーストラリアに現地調査に行ってきましたが、オーストラリアはインボイス制度で減税制度もやっています。どうしてかと聞いたところ、オーストラリアのコンピューターの普及率が80パーセント程度だったことによります。もともと付加価値税もあったという経緯もあってできました。日本人はどうかというと、日商の調査によると、食品関係の6割以上はコンピューターを使っていなかったり、POSシステムを使わずに、暗算や手作業でやっています。これを今、変えろと言われて

も、実際には難しいのが現実です。現実には無理だろうと思います。この三つの理由で反対と考えています。

○中里会長

岡村委員、お願いします。

○岡村委員

逆進性対策は、これまで言われたとおりだと思いますが、制度的な問題としては、むしろ貧困対策、一番貧しい人たちについてどう考えるかという問題だと思います。消費税は、今、必要なときに税負担が生じます。これに対して、給付になると、例えば、年間所得を見る必要が出てくるので、どうしても時期が遅れます。現状、税と社会保障の一体改革でも、タイミングの問題が制度的には非常に大きいと思いますので、もし給付の方が良いのなら、タイミングをどのように見計らうかという問題が出てくると思います。

それから、本日、インボイスの問題が出ていますが、一応、軽減税率の問題とインボイスの問題とは切り離して議論した方が良いと思います。大田委員からもその趣旨の御発言があったと思います。先ほど伊藤課長も言われたように、売り手と買い手の牽制が働くのが、消費税あるいは付加価値税の一番のポイントで、逆に言うと、仕入税額控除が認められている理由は、前段階で納税があったから、だから次の段階では税額控除を行うということです。ですから、納税がない以上、次の段階で仕入税額控除をしてはいけません。ここでの問題は、いわゆる免税事業者排除の問題が出てきていますが、国際水準を考えていくと、むしろ課税事業者がこのまま置いておくと取引から排除されるということが起こるといけませんので、こういったことも考える必要があります。そして、9月にはデジタルコンテンツに関するBEPSの行動計画が出てくるとと思いますが、BEPSの議論で20か国が一致していることは、二重の控除と、控除と非課税との組合せを防止することです。この二点だけではありませんが、これでおおむね20か国は一致しています。そうすると、日本が国内的に、前段階で課税を受けていないのに、次の段階で控除が認められる制度を置いておくことは大きな問題だと思います。

○中里会長

宮崎委員、お願いします。

○宮崎委員

用語の問題が少し気になったので発言を求めたのですが、例えば、軽減税率の「軽減」という言葉自体に既に価値が含まれています。あるいは、今、様々な議論の中で出てきた「重税感」という言葉。これが例えば、適正水準ですかという聞き方をすると、答えは違って来るかもしれません。既にある種の価値を含んでいる用語を安易に使わない方が良いと思います。ですから、軽減税率の「軽減」の部分も、もう少し言い方があってと思います。

○中里会長

伊藤委員、お願いします。

○伊藤委員

今日、配偶者控除の議論で心理的な壁の話をしました。この軽減税率も心理的な問題を一応、考えておく必要があると思います。私も軽減税率は反対で、合理的に考えればそのとおりだと思います。ただ、他方で、先ほど野坂委員が言われたように、国民の7割から8割は軽減税率が必要だと考えています。少し学術的な議論で恐縮ですが、今、経済学の世界では、行動経済学という考え方で、大竹特別委員が専門家ですが、必ずしもみんな合理的に行動しない。特に、非常に重要な原理は、現状から変わっていくことを非常に恐れる傾向があることが知られています。消費税を上げていくことは必要だということは頭の一方では理解していますが、現状に比べて増税になるという感じを全員が持っていて、少しでもそこに行くことに対して抵抗することの一つの表れが、いわゆる軽減税率、つまり、自分が普段生活している米やみそぐらいは減税してほしいということです。だからそれを認めるべきだという議論をしているわけではなく、この審議会はもちろん合理性を徹底的に主張してやるのがまず大事ではありますが、配偶者控除について心理的な問題がもしあるのなら、それに対してしっかり発信していくべきという話と同じで、ここでも、今日、まさに皆さん、そのような議論をされましたが、軽減税率をしないことがいかに大切なことであるかをしっかり出していくこととは、少し違う次元としてあると思いました。

○中里会長

非常に活発な御議論、ありがとうございます。この軽減税率の問題については、これからも与党税制協議会において議論が続くとのことですので、本日はこの辺りで終了し、引き続き注視していきたいと思えます。

本日の議題は以上です。

次回の日程については、追って事務方から連絡をさせていただきます。

それでは、本日の税制調査会はこれで終了したいと思います。お忙しいところ、本日にありがとうございました。

[閉会]

(注)

本議事録は、毎回の審議後速やかな公表に努め、限られた時間内にとりまとめるため、速記録に基づき、内閣府、財務省及び総務省において作成した資料です。

内容には正確を期していますが、事後の修正の可能性があることをご承知おきください。